平成２２年（フ）第３２５２号
札幌市東区北25条東19丁目４番22号
債務者　柳川　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３０５号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目５番５―701号
債務者　澁谷　宏幸
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３４１号
札幌市厚別区青葉町１丁目１番３―803号
債務者　工藤由美子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５号
北海道室蘭市八丁平２丁目57番６号、前住所札幌市中央区北４条東２丁目８番地10　サッポロヒルズ603号
債務者　渡邊　麻矢
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉109番地
古村光之方
債務者　高村富喜子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
北海道白老郡白老町東町１丁目２番19―202号　レラⅠ
債務者　高住真由美（旧姓長尾・窪田）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
北海道白老郡白老町虎杖浜84番地
債務者　岩船　綾子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
北海道白老郡白老町虎杖浜84番地
債務者　岩船　健一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
北海道紋別市落石町１丁目15番19号
債務者　霜鳥　真理（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第５０号
岩手県奥州市水沢区真城字東鶴巻144番地７コーポミキ３号
債務者　内村　秋之
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第７９号
岩手県奥州市胆沢区小山字北笹森108番地３アパートメント310―１―１―Ａ
債務者　遠藤　輝美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第３２号
群馬県沼田市白沢町上古語父191番地　コーポ山一１号
債務者　韮山　貴幸
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
群馬県沼田市白沢町上古語父191番地　コーポ山一１号
債務者　韮山　智子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
群馬県高崎市箕郷町生原628番地５
債務者　竹田　裕一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６８４号
埼玉県富士見市大字水子906番地８、前住所埼玉県富士見市大字水子705番地11
債務者　河原　理江
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７３６号
埼玉県川越市大字笠幡156番地287　フラワリー霞ヶ関３―309号室
債務者　原田　健一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部